

外来療養に係る年間の高額療養費の支給等について

平成 29 年 8 月 1 日より、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 56 号）が施行され、外来療養に係る年間の高額療養費（以下「外来年間合算」）に関する制度が新設されました。

つきましては、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間で「外来年間合算」を行うことになりましたので組合員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

なお、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの期間における「外来年間合算」が初回の支給となります。

記

1 改正内容

外来年間合算は、70 歳以上の高額療養費の上限額を見直すことに伴い、年間を通して外来特例に該当するような長期療養を受けている方の負担が増えないように創設されました。

2 制度の概要

基準日時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来診療に係る額が 14 万 4 千円を超える場合に、その越えた分を支給します。

基準日＝計算期間の末日

計算期間＝毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日

死亡等の場合は医療保険の加入者資格を喪失した日の前日まで。

3 制度の支給要件等

(1) 支給要件

外来年間合算は、次の①～④に掲げる額を合算した額（以下「基準日組合員合算額」）、⑤～⑧に掲げる額を合算した額（以下「基準日被扶養者合算額」）のいずれかが14万4,000円を超える場合に支給します。

<①～④：基準日組合員合算額（下記イメージ図参照）>

- ① 計算期間のうち、基準日組合員が当組合の組合員であった間において、当組合の組合員として受けた外来療養に係る額
- ② 計算期間のうち、基準日組合員が他の組合の組合員であった間において、他の組合の組合員として受けた外来療養に係る額
- ③ 計算期間のうち、基準日被扶養者が当組合の組合員であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間において、当組合の組合員の被扶養者として受けた外来療養に係る額
- ④ 計算期間のうち、基準日被扶養者が他の組合の組合員であり、かつ、基準日組合員が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間において、当該他の組合の組合員の被扶養者として受けた外来療養に係る額

*①～④現役並み区分であった間は除きます。

【イメージ図】 ※網掛けは上記①～④に該当する箇所 基準日
(7/31)

		計算期間	
①	本人（基準日組合員）	← 当組合の組合員であった期間 →	
②	本人	他組合の組合員であった期間	当組合の組合員であった期間
③	本人 被扶養者 (基準日被扶養者)	当組合の被扶養者であった期間	当組合の組合員であった期間
		当組合の組合員であった期間	当組合の被扶養者であった期間
④	本人 被扶養者	他の組合の被扶養者であった期間	当組合の組合員であった期間
		他の組合の組合員であった期間	当組合の被扶養者であった期間

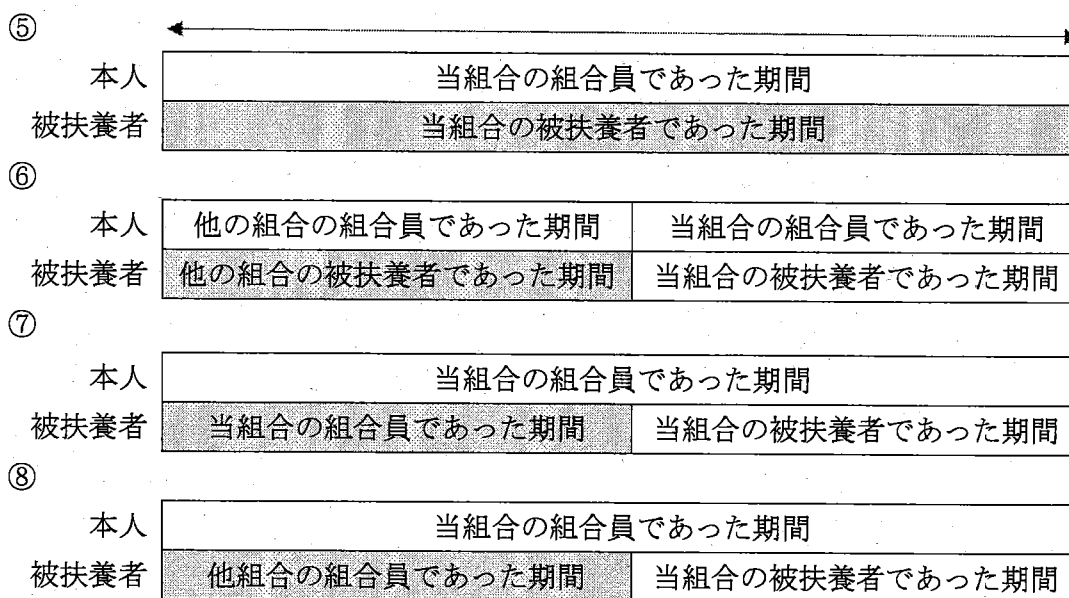
<⑤・⑥・⑦・⑧：基準日被扶養者合算額（下記イメージ図参照）>

- ⑤ 計算期間のうち、基準日組合員が当組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であった間において、受けた外来療養に係る額
- ⑥ 計算期間のうち、基準日組合員が他の組合の組合員であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日組合員の被扶養者であった間において、受けた外来療養に係る額
- ⑦ 計算期間のうち、基準日被扶養者が当組合の組合員であった間において、受けた外来療養に係る額
- ⑧ 計算期間のうち、基準日被扶養者が他の組合の組合員であった間において、当該他の組合の組合員として受けた外来療養に係る額

*⑤～⑧現役並み区分であった間は除きます。

【イメージ図】 ※網掛けは上記⑤・⑥・⑦・⑧に該当する箇所
計算期間

基準日
(7/31)



(2) 支給対象者及び支給額

外来年間合算の支給については、次の表の左欄の支給対象者に対して、右欄の支給額が支給されます。

支給対象者	支給額
基準日組合員	$(\text{基準日組合員合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{①} / \text{基準日組合員合算額}) + (\text{基準日被扶養者合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{⑤} / \text{基準日被扶養者合算額})$
計算期間において当組合の組合員であった者(基準日被扶養者に限る。)	$(\text{基準日組合員合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{③} / \text{基準日組合員合算額}) + (\text{基準日被扶養者合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{⑦} / \text{基準日被扶養者合算額})$
計算期間において当組合の組合員であった者(基準日において他の組合の組合員である者に限る。)	$(\text{基準日組合員合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{②} / \text{基準日組合員合算額}) + (\text{基準日被扶養者合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{⑥} / \text{基準日被扶養者合算額})$
計算期間において当組合の組合員であった者(基準日において他の組合の組合員の被扶養者である者に限る。)	$(\text{基準日組合員合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{④} / \text{基準日組合員合算額}) + (\text{基準日被扶養者合算額} - 14 \text{万} 4,000 \text{円} (\ast)) \times \text{高額療養費按分率} (\text{⑧} / \text{基準日被扶養者合算額})$

(※) 0を下回る場合は0とする。

(3) 外来年間合算の申請手続

(1) 基準日組合における手続

① 外来年間合算の支給を受けようとする基準日組合員は、次のア～オを記載した申請書(別添1)を共済組合に提出してください。

ア 組合員証の記号及び番号又は個人番号

イ 計算期間の始期及び終期

ウ 当該基準日組合員及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

エ 当該基準日組合員が計算期間における当組合の組合員であった間に、外来療養を受けた者の氏名及びその年月

オ 当該基準日組合員及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者の名称及びその加入期間

- ② ①の申請書には、次のア及びイの書類を添付してください。ただし、アは、記載すべき額が0である場合は添付不要です。

ア 自己負担額証明書（他健康保険組合発行分）

イ 基準日における当該基準日組合員の所得区分を証する書類

- ③ ①の申請書は自己負担額証明書(公立学校共済組合用)の交付依頼も兼ねています。交付を希望された方には別添2を送付いたします。

- ④ 精算対象者が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができます。

- (2) 基準日組合以外の組合(他健康保険組合)への申請等

基準日に他の組合に申請される場合は、自己負担額証明書(公立学校共済組合発行分)が必要となります。また、2年以内に申請を行わなければならないのでご注意ください。